

神戸市外国語大学数理・データサイエンス・A I 教育推進部会規程

2024年4月1日

(設置)

第1条 神戸市公立大学法人教育研究評議会規則(2023年4月規則第60号)第7条第1項の規定に基づき神戸市外国語大学教育研究評議会に数理・データサイエンス・A I 教育推進部会を設置する。

(審議事項)

第2条 数理・データサイエンス・A I 教育推進部会は、次の事項を審議する。

- (1) 数理・データサイエンス・A I 教育プログラムの企画、運営及び推進に関すること。
- (2) 数理・データサイエンス・A I 教育プログラムの点検、評価及び改善に関すること。
- (3) その他数理・データサイエンス・A I 教育プログラムに関すること。

(組織)

第3条 数理・データサイエンス・A I 教育推進部会は、学長が指名した教員による委員で組織する。

- 2 前項の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 数理・データサイエンス・A I 教育推進部会に部会長及び副部会長を置き、学長が指名した委員を充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、副部会長が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 数理・データサイエンス・A I 教育推進部会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 数理・データサイエンス・A I 教育推進部会の庶務は、大学事務局学生支援・教育グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、数理・データサイエンス・A I 教育推進部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。